

産婦健康診査受診票の使い方

お母さんと赤ちゃんが健やかに過ごせるよう産婦健康診査の費用を一部助成します。

【対象となる方】

受診時、下呂市に住民票がある産婦

*市外へ転出された場合は、転出先の市町村へお尋ねください。

【配布する受診票】

産婦健康診査受診票

- ・産後2週間用（出産日以降5日目～21日目以内）
- ・産後4週間用（出産日以降22日目～60日目以内）

【助成内容】

健診費用のうち、1回につき上限5,000円を助成します。

助成額超過分や健診項目以外の検査については、自己負担となりますのでご注意ください。

【利用できる医療機関】

高山赤十字病院・アルプスベルクリニック・久美愛厚生病院

※ 上記の医療機関以外で受診する場合は今回お渡しした受診票は使用できません。

受診票の交換が必要となるため、必ず受診される前に保健センターまでお問い合わせください。

【注意事項】

- ・この受診票を使用し助成を受ける場合は、すべての項目の受診及び受診票の記載が必要です。
裏面も確認し記入漏れのないようにご注意ください。
- ・受診票を用いて受診をすることで、医療機関から下呂市へ結果を報告することに同意するとみなします。

問い合わせ先

子育て世代包括支援センター(萩原保健センター内) 0576-52-1230